

事例番号：260071

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1 回経産婦。胎児推定体重は妊娠 35 週 6 日 1453 g (−3.6 SD)、BPD 73.9 mm (−3.4 SD) であった。妊産婦は胎児発育遅延のため妊娠 37 週 0 日から妊娠 38 週 5 日まで入院した。入院中、医師は超音波断層法により胎児の健全性は良好と判断した。妊娠 39 週 1 日に再入院し、妊娠 39 週 6 日および、妊娠 40 週 2 日にジノプロストの点滴で分娩誘発が行われたが分娩には至らなかった。妊娠 40 週 3 日、分娩 2 時間 45 分前、子宮口の開大は 4.5 cm、児頭の位置 Sp−3 cm であった。分娩 2 時間 25 分前、オキシトシンで分娩誘発が行われ経膈分娩で児を娩出した。

児の在胎週数は 40 週 3 日で、体重 2332 g (低出生体重児) であった。臍帯動脈血ガス分析値は、pH 7.345、PCO₂ 55.1 mmHg、PO₂ 24.9 mmHg、HCO₃[−] 29.4 mmol/L、BE 2.3 mmol/L であった。アプガースコアは生後 1 分 8 点 (心拍 2 点、反射 2 点、筋緊張 2 点、呼吸 2 点)、生後 5 分 9 点 (心拍 2 点、反射 2 点、筋緊張 2 点、呼吸 2 点、皮膚色 1 点) であった。児は、低出生体重児のため当該分娩機関の新生児科に入院した。生後 6 時間 45 分にチアノーゼが出現し、刺激で啼泣した後に改善した。経皮的動脈血酸素飽和度は 95% より高かった。生後 8 時間、および生後 9 時間頃にもチアノーゼがみられ、生後 9 時間 46 分に小児科医

は無呼吸発作3回目のためのNICUへ入院とした。生後9時間55分、血液ガス分析値は、pH7.396、PCO₂42.7mmHg、PO₂34.1mmHg、HCO₃⁻25.6mmol/L、BE0.5mmol/Lであった。血液検査の結果は、CK389IU/L、LDH478IU/L、血糖値82mg/Lであった。頭部超音波断層法では、明らかな頭蓋内出血は認められなかった。生後12日、体重増加は少しずつ得られているが、嚥下と吸啜のタイミングが合わず哺乳に時間がかかった。生後17日、頭部MRI検査が行われ、「髄鞘化は正常範囲内である。頭蓋内に粗大な異常信号領域を認めない。PVLの所見は認めない。頭蓋内に粗大な奇形は認めない。腫瘍性病変は認めない。」と診断された。

本事例は病院における事例であり、産婦人科専門医1名（経験23年）、産科医1名（経験3年）、小児科医1名（経験24年）と、助産師2名（経験2年、3年）が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、児の中枢神経系異常等の基礎疾病によるものと推察する。基礎疾病の特定は困難である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

当該分娩機関において妊娠35週以降も緊密に胎児発育と健常性を評価し、経過観察したことは一般的である。妊娠38週5日に胎児発育、胎児の健常性、子宮頸管の熟化を評価し外来管理としたこと、妊娠39週5日に分娩誘発を行うことを決定したことは選択肢のひとつである。子宮収縮薬使用についての同意取得、使用中の監視方法や対応、ジノプロストの使用方法については基準内である。オキシトシンの開始時投与量や増量は基準から逸脱して

いる。分娩誘発決定から分娩まで5日を要したことは、児の健常性の悪化がないため経過を観察しながら誘発を続行すべきであるという意見と、分娩誘発が必要であると決定した以上は頸管熟化や子宮収縮薬への反応が不良な場合には分娩様式を変更しても一定の期間内に児を娩出すべきであるという意見の賛否両論がある。

新生児期については、生後6時間45分までの対応は一般的である。産科病棟において、NICUへの移床が必要な状態かどうかを判断するために、無呼吸の頻度等をみながら観察したことは選択肢のひとつである。無呼吸発作、チアノーゼに対しての管理および血液ガス分析などの検査を行ったこと、その後NICU管理としたこと、NICU入室後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬を投与する際の開始時投与量や増量について、「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点 改定2011年版」に記載されている内容に準拠して行うことが必要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊娠中および分娩時に異常がないにもかかわらず脳性麻痺を発症した事例を蓄積、研究することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。